

議案第 98 号

澁川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 月 30 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

澁川市国民健康保険税条例（平成 18 年澁川市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した所得割

額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第27条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。

)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

茨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険税の減額） 第26条（略） 2（略） 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（4） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	<p>（国民健康保険税の減額） 第26条（略） 2（略）</p>

た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第 1 1 条の規定により算定した所得割額の 1
2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属
する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者
均等割額 当該出産被保険者につき第 1 3 条の規定により算定した被保
険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあって
は、その減額後の被保険者均等割額) の 1 2 分の 1 の額に、当該出産
被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第 2 7 条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属す
る場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5
年法律第 2 7 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。

)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添え
なければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者
と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から
行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各
号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項
を確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させるこ
とができる。

産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置について

1 制度の概要

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民健康保険税について、所得割額及び均等割額の免除を実施するものです。

低所得者軽減の適用がある場合には、当該軽減後の均等割額をさらに減額します。

対象者	出産を予定する、又は出産した被保険者
対象期間	出産の予定日(出産日)が属する月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産の予定日(出産日)が属する月の翌々月
免除内容	所得割額及び均等割額
施行日	令和6年1月1日 ※令和6年1月以降に免除対象月がある被保険者が対象 (具体的には令和5年11月以降に産する被保険者から対象となる。)

2 国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、医療分、支援金分及び介護分で構成され、それぞれ所得割額、均等割額及び平等割額の合計額が課税額となります。

今回の改正は、出産する被保険者の所得割額及び均等割額を免除します。

	所得割額	均等割額(1人)	平等割額(1世帯)
医療分	7.7%	26,000円	24,000円
支援金分	2.7%	9,000円	9,000円
介護分	2.1%	10,000円	7,000円

3 対象見込み数

出産被保険者 30人(令和4年度出産育児一時金対象者の実績)

4 影響額

免除による調定額の減少額は、約691,000円となる見込みです。

	軽減割合	医療分		支援金分		介護分		合計：円	総世帯数	
		対象世帯数	免除額：円	対象世帯数	免除額：円	対象世帯数	免除額：円		医療・支援	介護
①所得割額		10	292,067	10	102,334	1	14,934	409,335		
②均等割額	7割	7	18,200	7	6,300	1	1,000	25,500	11,052	4,449
	5割	1	4,334	1	1,500	1	1,667	7,501		
	2割	5	34,667	5	12,000	0	0	46,667		
	軽減なし	17	147,334	17	51,000	1	3,334	201,668		
	計	30	204,535	30	70,800	3	6,001	281,336		
③影響額計		30	496,602	30	173,134	3	20,935	690,671		

※①②ともに令和4年度の実績から算出

5 負担割合

免除に係る費用は、公費で負担されます。負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4です。

免除額合計	691,000円
国負担1/2	345,500円
県負担1/4	172,750円
市負担1/4	172,750円